

## 第4回南相馬市復興推進協議会議事概要

日 時	平成26年6月11日(水) 16:00~16:30
場 所	南相馬市役所東庁舎 2階第2会議室
構成員	南相馬復興アグリ再生準備株式会社 あぶくま信用金庫 農林中央金庫 株式会社東邦銀行 南相馬市
事務局	南相馬市復興企画部企画課

### 次第

- 1、開会
- 2、あいさつ
- 3、出席者紹介
- 4、南相馬市復興推進協議会について
- 5、協議事項  
南相馬市復興推進計画(案)について
- 6、その他
- 7、閉会

### (議事概要)

#### ○あいさつ

市内金融機関、南相馬復興アグリ再生準備株式会社様におかれましては、南相馬市の復興・復興にご協力いただき感謝申し上げます。復興アグリ再生準備会社が計画します事業については、本年1月に協議会でご審議いただき、復興推進計画の認定をいただいたところですが、事業内容が変更になるということで、今回その変更となる内容について再度ご審議いただくためにお集まりいただいたところであります。

本日はよろしく願いいたします。

#### ○事務局

東日本大震災からの迅速な復興を支援する目的で、平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立しました。この通称「復興特区法」は、地域が主体となった復興を強力に支援するため、被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設し、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしています。

この度、本市に新たに立地する南相馬復興アグリ再生準備株式会社が本年1月に認定を受けた事業内容の一部を変更して実施する事業について、改めて本市の復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものに位置づけ、事業に必要な資金の貸付を行う金融機関に対して、復興特区法の規定に基づく利子補給金の支給を受ける計画を本市が策定するものであります。

計画の申請にあたっては、復興特区法に基づき「復興推進協議会」において、申請する復興推進計画について協議しなければならないことが規定されています。協議会の構成員は計画を策定する南相馬市、関係地方公共団体である福島県、事業実施主体、利子補給金の支給を受ける予定の金融機関となっており、本日、協議会の開催のためにお集まりいただいたところであります。

○会長

それでは、議事に入ります。「南相馬市復興推進計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

（「南相馬市復興推進計画（案）」についての説明）

○会長

説明のあった「南相馬市復興推進計画（案）」についてのご意見を伺います。

なお、復興特区法第4条第3項の規定に基づき、関係地方公共団体である福島県に対して、事前に本計画案に対する意見を伺ったところ「意見なし」との回答を頂いております。

○出席者

異議なし（全員）

○会長

ご意見がないようなので、「南相馬市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいですか。

○出席者

異議なし（全員）

○会長

原案のとおり決定いたします。

なお、ただ今決定した「南相馬市復興推進計画」の字句、その他軽微な変更を要するも

のについては、その変更を会長に委任することにご異議ありませんでしょうか。

○出席者

異議なし（全員）

○事務局

本協議会において、了承いただいた「南相馬市復興推進計画」は、所要の手続きを済ませた後、速やかに復興庁福島復興局へ提出いたします。

以上